

オーストラリア連邦ビクトリア州

命令名	制定日	施行期日	特性	内容	URL	実施の基準及び解除の基準
Public Health and Wellbeing Act 2008 Section 200 DIRECTION FROM DEPUTY CHIEF HEALTH OFFICER (COMMUNICABLE DISEASE) IN ACCORDANCE WITH EMERGENCY POWERS ARISING FROM DECLARED STATE OF EMERGENCY Airport Arrivals Direction,	2020年3月18日	2020年3月18日午後5時 (数次にわたり形を変えてきており、2021年4月23日時点では、Stay Safe Directions (Victoria) (No.20) が、集会規制を規定している)	新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、ビクトリア州においては、2020年3月16日に、非常事態宣言を發した。この宣言も踏まえ、法的根拠を有する規制を初めて講じたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの渡航者は2週間の自己隔離 ・原則として500人以上の屋外集会及び100人以上の屋内集会の開催等を禁止 	http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2020/GG2020S135.pdf (Airport Arrival Direction は1ページ目から Mass Gatherings Directions は3ページ目から) 2021年4月23日時点の最新の Directions はこちら： http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2021/GG2021S186.pdf	ビクトリア州政府の最高保健責任者 (Chief Health Officer) の助言を十分に踏まえ、規制導入及び規制緩和等の判断が行われている。 一定の定性的又は定量的な基準だけに基づいて規制導入及び規制緩和等の判断がなされているわけではない。

Mass Gatherings Directions						
Public Health and Wellbeing Act 2008 Section 200 DIRECTIONS FROM DEPUTY CHIEF HEALTH OFFICER (COMMUNICABLE DISEASE) IN ACCORDANCE WITH EMERGENCY POWERS ARISING FROM DECLARED STATE OF EMERGENCY Stay at Home Directions	2020年3月30日	2020年3月30日午前零時から5月31日午後11時59分まで	新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、ビクトリア州政府において、いわゆるロックダウン措置を含む厳しい規制を導入したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・必需品や必需サービスの購入のための外出、健康上のケア等のための外出、自宅でできない仕事・勉強のための通勤・通学、運動、その他のやむを得ない特定の理由に基づく外出の5類型以外の外出を原則として禁止 ・屋内で集まる場合の規制など 	http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2020/GG2020S169.pdf (Stay at Home Directions は8ページ目から) (下記のPDFの18ページ目に記載される Restricted Activity Directions (No. 9)が導入された時点で、いわゆるロックダウン措置が終了。) http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2020/GG2020S267.pdf	ビクトリア州政府の最高保健責任者 (Chief Health Officer) の助言を十分に踏まえ、規制導入及び規制緩和等の判断が行われている。一定の定性的又は定量的な基準だけに基づいて規制導入及び規制緩和等の判断がなされているわけではない。

諸命令	2020年7月1日	2020年7月1日午後11時59分から10月27日午後11時59分まで	メルボルン都市圏を中心とするエリアにおける新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、対象エリアや規制内容を変更しながら、いわゆるロックダウン措置を含む厳しい規制を導入したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・必需品や必需サービスの購入のための外出、健康上のケア等のための外出、自宅でできない仕事・勉強のための通勤・通学、運動、その他のやむを得ない特定の理由に基づく外出の5類型以外の外出を原則として禁止 ・屋内で集まる場合の規制 ・外出時のマスク着用規制 ・夜間外出禁止 など	http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2020/GG2020S339.pdf http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2020/GG2020S346.pdf http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2020/GG2020S367.pdf http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2020/GG2020S384.pdf https://www.coronavirus.vic.gov.au/sites/default/files/2020-10/Victorias-roadmap-for-reopening-How-we-live-in-metropolitan-Melbourne-FINAL.pdf	<p>ビクトリア州政府の最高保健責任者（Chief Health Officer）の助言を十分に踏まえ、規制導入及び規制緩和等の判断が行われている。</p> <p>一定の定性的又は定量的な基準だけに基づいて規制導入及び規制緩和等の判断がなされているわけではない。</p> <p>※ビクトリア州政府が発表した規制緩和に向けてのロードマップ（Victoria's roadmap for reopening – How we live in Metropolitan Melbourne）（左記一番下の URL）においても、“the decision for easing restrictions will be considered with Public Health advice and</p>
-----	-----------	-------------------------------------	--	--	---	--

							preconditions being in place” (規制緩和は、
--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------

						公衆衛生上の助言や前提条件（州全体における新規感染者が生じない連続日数など）の状況を踏まえて決定される）と明記されている。
諸命令	2021年2月12日	2021年2月12日午後11時59分から2月17日午後11時59分まで	新たなクラスターの発生を踏まえ、いわゆるロックダウン措置を含む厳しい規制を導入したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・必需品や必需サービスの購入のための外出、健康上のケア等のための外出、自宅でできない仕事・勉強のための通勤・通学、運動、その他のやむを得ない特定の理由に基づく外出の5類型以外の外出を原則として禁止 ・屋内で集まる場合の規制など 	http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2021/GG2021S070.pdf http://www.gazette.vic.gov.au/gazette/Gazettes2021/GG2021S077.pdf	ビクトリア州政府の最高保健責任者（Chief Health Officer）の助言を十分に踏まえ、規制導入及び規制緩和等の判断が行われている。一定の定性的又は定量的な基準だけに基づいて規制導入及び規制緩和等の判断がなされているわけではない。